

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

富山県入善町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1) 町内全域

(1) 現況

本町は、富山県の北東部に位置しており、北アルプスから奔流する一級河川の黒部川が形成した、広大で肥沃な扇状地の中央部分を占めている。このため、農地の99%が水田であり、ほ場整備もほぼ全域で完了している。このことを背景に営農組織や農業法人等の担い手への農地の集積が進み、水稻を中心とした大規模な水田農業経営が展開されるとともに、水田のフル活用に向けた、大豆や大麦、園芸作物等の栽培による経営の複合化に取り組まれている。これらのことから、農業用排水路や農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担を軽減するための地域ぐるみの取組が必要となっている。

また、農業の有する環境保全効果や安全な農産物等への関心の高まりを受け、より一層、環境負荷を軽減する生産方式の導入が求められていることから、国や県、JA等の関係機関と連携しながら、環境にやさしい農業生産活動の推進を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、農業者等が共同で取り組む農業生産活動や農地・水路などの保全活動及び、環境と調和した農業生産方式の導入を支援することで、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2) 1)のうち、舟見地区内に存する中山間地域

(1) 現況

本地域は指定棚田地域となっており、平野部地域と比較して生産条件の格差が大きい。更には近年、野生鳥獣による農作物被害が絶えず、この対策に関する取組が必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	町内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	旧舟見町（舟見地区）	法第3条第3項第各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1) 県の基本方針第3の5に規定する町が記載する必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 推進組織には、入善町、入善土地改良区、愛本新用水土地改良区、富山県新川農林振興センター等が会員として参画するものとする。

2) 法第3条第3項第2項に掲げる事業の実施に際し町が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であつて、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連坦部分が1ha未満の団地であつても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連坦している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、この場合、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

(ア) 棚田地域振興法の指定棚田地域

旧舟見町（舟見地区）

イ 対象農用地

(イ) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っ

ても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 入善町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

① 棚田地域振興法の指定地域内の緩傾斜農用地（勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び牧草放牧地で 8 度以上 15 度未満）が、一団の急傾斜農用地と物理的に連坦または営農上の一体性がある場合

(2) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行うものとする。

認定農業者に準ずる者として、地域の実情に合わせて町長が認定するものとする。